



瑞穂町告示第136号

令和8年度町民税・都民税・森林環境税納税通知書の公示送達について

このことについて、地方税法第20条の2の規定に基づき、その送達を受けるべき者の現住所が不明なため、当該書類を瑞穂町長が保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでもこれを交付する。

令和8年6月12日

瑞穂町長 山崎



記

- 1 送達すべき書類
令和8年度 町民税・都民税・森林環境税納税通知書
- 2 送達を受けるべき者
 - (1) 岩田 博孝
 - (2) 雨宮 敏昭
 - (3) 飛岡 洋行
 - (4) 山根 剛
 - (5) 丸山 晃樹
 - (6) 東 正裕
 - (7) TRAN THI YEN VI
 - (8) NGUYEN DINH NGUYEN
 - (9) NGUYEN VAN HOAN

(10) TRI IKSAN FAUSI

(11) NGUYEN MINH QUANG